

(参考資料)

平成 2 2 年 6 月 2 9 日

財団法人京都市体育協会

(事業管理課 TEL : 313-9131)

(取次 : 文化市民局スポーツ企画課
TEL : 366-0168)

有料運動施設における供用時間の延長（試行実施）について

財団法人京都市体育協会では、京都市西京極総合運動公園補助競技場、京都市市民スポーツ会館、伏見桃山城運動公園の指定管理者としてこれら3つの施設を運営しています。

この度、施設の一般利用者の皆様から多数寄せられているニーズにお応えするため、供用時間の延長を下記のとおり試行実施しますので、お知らせします。

記

1 実施期間

平成 2 2 年 8 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで

2 延長後の供用時間

(1)京都市西京極総合運動公園補助競技場

(部分利用)

午前7時から午後9時まで (現行 午前7時から午後7時まで)

(2)京都市市民スポーツ会館

午前8時から午後10時まで (現行 午前9時から午後9時まで)

(3)伏見桃山城運動公園(多目的グラウンド)

午前6時から午後9時まで (現行 午前6時から午後7時まで)

3 使用料

(1)京都市西京極総合運動公園補助競技場

今回延長する時間における部分使用の使用料については、これまでの供用時間における部分使用の使用料と同額とします(下表のとおり)。

	部分利用(午前7時から午後9時まで)
平日	1人1回につき200円
土・日・休日	

(2)京都市市民スポーツ会館

①京都市体育館の全面と併用

今回の供用時間延長に伴う、使用料については下表のとおりです。

		京都市体育館の全面と併用 (市民スポーツ会館)	
		アマチュアス ポーツ	その他
午前 (午前8時から正 午まで)	平日	7,500円	18,500円
	土・日・ 休日	8,800円	23,800円
夜間 (午後5時30分 から午後10時 まで)	平日	17,000円	49,000円
	土・日・ 休日	21,000円	62,000円
全日 (午前8時から 午後10時まで)	平日	33,500円	93,500円
	土・日・ 休日	41,800円	120,800円

②その他

今回延長する時間における使用料については、下表のとおり、これまでの供用時間における使用料と同額とします。

	全面使用(1時間につき)	部分使用(1時間につき)
平日	1,500円	2分の1面 800円
		4分の1面 400円
土・日・休日	1,800円	2分の1面 900円
		4分の1面 500円

(3) 伏見桃山城運動公園(多目的グラウンド)

今回延長する時間における使用料については、下表のとおり、これまでの供用時間における使用料と同額とします。

	使用料(1面1時間)
平日	1,600円
土・日・休日	2,600円

*なお、時間延長に伴い発生する夜間照明設備の使用料については、8月中は施行期間として料金は発生しません。

4 予約受付

平成22年7月1日から受付を開始します。

5 お問合せ

財団法人京都市体育協会 事業管理課 (電話: 075-313-9131)